

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第33回 (R5.8.3)

資料1

令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果 のポイント

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 本調査は、賃上げ効果の継続に資する取組として創設された福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うことを目的として実施。
取組の効果を見るため、加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員の基本給等の変化に着目。
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等について、同加算の取得前（令和3年12月）と取得後（令和4年12月）を比較すると11,710円の増（+5.1%）となっている。

【福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所】

	令和3年12月	令和4年12月	差 額
基本給等（常勤の者）	229,650円	241,360円	+11,710円
平均給与額	295,160円	315,290円	+20,130円

- ※1 調査対象となった施設・事業所に令和3年度と令和4年度ともに在籍している福祉・介護職員の平均給与額を比較している。
- ※2 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち、毎月決まって支払われる手当
- ※3 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（1～12月の支給金額の1/12）
- ※4 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

【令和4年度の加算等の取得状況】

	令和4年12月時点
①処遇改善加算	79.3%
②特定処遇改善加算	72.3%
③ベースアップ等支援加算	86.8%

※1 ②、③における割合は、①を届出していると回答した施設・事業所数に対する割合。

<参 考>

1. 加算による賃金改善の実施方法	
ベースアップ等のみで対応	59.3%
ベースアップ等とそれ以外を併用	40.7%

2. 「ベースアップ等」としての賃金改善の方法（複数回答）	
手当の新設	66.7%
既存手当の引き上げ	18.8%
給与表の改定	17.8%
定期昇給	15.1%

3. 福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答） ※上位5つを記載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	75.0%
事務員	35.8%
看護職員	29.0%
管理栄養士・栄養士	19.4%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	17.9%

4. 届出を行わない理由（複数回答） ※上位3つを記載	
賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	36.9%
計画書や実績報告書の作成が煩雑	29.3%
賃金改善の仕組みの定め方が不明	23.9%

※ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における回答